

○八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例施行規則

平成9年3月26日

規則第7号

改正 平成16年3月25日規則第5号

平成17年3月25日規則第23号

平成24年9月28日規則第38号

平成26年9月30日規則第28号

平成28年3月11日規則第6号

平成29年9月29日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例（平成9年八千代市条例第4号。以下「条例」という。）第23条の規定により、八千代ふるさとステーション（以下「ふるさとステーション」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平24規則38・平26規則28・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、八千代ふるさとステーション指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第7条第2号の市長が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
- (5) ふるさとステーションの管理に係る収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書面

（平24規則38・全改）

（指定等の通知）

第3条 市長は、条例第8条の規定による指定をしたときは、八千代ふるさとステーション指定管理者指定通知書（第2号様式）により指定されたものに通知するものとする。

2 市長は、条例第8条の規定による指定をしなかったときは、八千代ふるさとステーション指定管理者不指定通知書（第3号様式）により指定されなかったものに通知するものとする。

（平24規則38・全改）

（利用の申請）

第4条 条例第12条第1項の規定によりふるさとステーションの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の3月前から2月前までの間に、指定管理者が必要と認める書類を添えて、八千代ふるさとステーション利用許可申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

（平24規則38・平29規則32・一部改正）

（利用の許可）

第5条 指定管理者は、条例第12条第1項の利用の許可をしたときは、八千代ふるさとステーション利用許可書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（平24規則38・一部改正）

（利用の取消し）

第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用の取消しをしようとするときは、八千代ふるさとステーション利用取消届（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（平24規則38・一部改正）

（使用料の徴収）

第7条 使用料は、第5条の規定による利用許可書を交付するときに徴収する。

（使用料の減免）

第8条 条例第19条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、八千代ふるさとステーション使用料減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（平24規則38・一部改正）

（使用料の還付）

第9条 市長は、利用者がその責に帰することができない事由により利用できなかったときは、条例第20条ただし書の規定により使用料を還付するものとする。

2 使用料の還付を受けようとする者は、八千代ふるさとステーション使用料還付申請書（第8号様式）に使用料を納入したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

らない。

(平24規則38・一部改正)

(遵守事項)

第10条 ふるさとステーションにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び附帯設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで備品、器具等を使用し、又は移動しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 指定管理者は、前項の規定に反して著しく公益を害し、又は秩序を乱す者に対し、施設の利用を禁じ、又は退館させることができる。

(平24規則38・旧第11条繰上・一部改正)

(原状回復の確認)

第11条 利用者は、条例第16条の規定により、ふるさとステーションの施設を原状に回復したときは、職員の確認を受けなければならない。

(平24規則38・旧第12条繰上・一部改正)

(市長が管理する場合の特例)

第12条 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条から第6条まで及び第10条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

- (1) 第4条に規定する申請書の受付
- (2) 第5条に規定する許可書の交付
- (3) 第6条に規定する利用取消届の受付
- (4) 第10条第2項に規定する利用の制限

2 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前項第1号に掲げる業務が含まれているときにおいては、市長が当該業務を行うこととなった日において現に第4条の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第4条の規定により市長に対して行っている申請とみなす。

3 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第4条の規定により市長に対して行っている申請は、当該日以後においては、同条の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(平26規則28・追加)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則38・旧第13条繰上, 平26規則28・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第38号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成29年規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条第1項)

八千代ふるさとステーション指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所在地
団体名
申請者 代表者氏名
担当者名
電話番号

印

八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

第2号様式(第3条第1項)

八千代ふるさとステーション指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

八千代ふるさとステーションの指定管理者に指定したので、通知します。

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第3条第2項)

八千代ふるさとステーション指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

八千代ふるさとステーションの指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式(第4条)

八千代ふるさとステーション利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

住 所
団 体 名
申請者 代表者氏名
電 話



次のとおり利用したいので申請します。

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 農産物特産物展示販売場 <input type="checkbox"/> アイスクリームファクトリー <input type="checkbox"/> レストラン(ラウンジを含む。)
利 用 目 的	
備 考	

第5号様式(第5条)

八千代ふるさとステーション利用許可書

年 月 日

様



次のとおり利用を許可します。

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 農産物特産物展示販売場 <input type="checkbox"/> アイスクリームファクトリー <input type="checkbox"/> レストラン(ラウンジを含む。)
利 用 目 的	
利 用 許 可 条 件	

第6号様式(第6条)

八千代ふるさとステーション利用取消届

年 月 日

(宛先)

住 所
届出者 団 体 名
代表者氏名
電 話



次のとおり利用の取消しをしたいので届出します。

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 農産物特産物展示販売場 <input type="checkbox"/> アイスクリームファクトリー <input type="checkbox"/> レストラン(ラウンジを含む。)
取 消 理 由	
備 考	

第7号様式(第8条)

八千代ふるさとステーション使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所
団 体 名
申請者 代表者氏名
電 話

㊟

八千代ふるさとステーションの使用料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。
免除

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 農産物特産物展示販売場 <input type="checkbox"/> アイスクリームファクトリー <input type="checkbox"/> レストラン(ラウンジを含む。)		
利 用 目 的			
規 定 の 使 用 料	円	減額又は免除を受けようとする額	円
減額又は免除を受けようとする理由			

注 利用許可書の写しを添付してください。

第 8 号様式(第 9 条第 2 項)

八千代ふるさとステーション使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所
団 体 名
申請者 代表者氏名
電 話

㊟

八千代ふるさとステーションの使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設 名	<input type="checkbox"/> 農産物特産物展示販売場 <input type="checkbox"/> アイスクリームファクトリー <input type="checkbox"/> レストラン(ラウンジを含む。)
利 用 目 的	
還付を受けようとする理由	
還付を受けようとする額	円
納入した使用料の額	円

第1号様式（第2条第1項）

（平24規則38・追加）

第2号様式（第3条第1項）

（平24規則38・追加）

第3号様式（第3条第2項）

（平24規則38・追加，平28規則6・一部改正）

第4号様式（第4条）

（平24規則38・旧第1号様式繰下・一部改正）

第5号様式（第5条）

（平24規則38・旧第2号様式繰下・一部改正）

第6号様式（第6条）

（平24規則38・旧第3号様式繰下・一部改正）

第7号様式（第8条）

（平24規則38・旧第4号様式繰下・一部改正）

第8号様式（第9条第2項）

（平24規則38・旧第5号様式繰下・一部改正）